

広島県告示第千二百二十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、次の区域を港湾隣接地域として指定する。

平成十九年十二月二十日

竹原港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

竹原港

的場北地区

一 区域

基点三、基点一、基点二、基点四の各点を順次結んだ線及び水際線によつて囲まれた区域

二 点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 竹原市高崎三等三角点（北緯三四度一九分四〇秒四七五三、東経一三二度五五分三七秒八八三九）

基点一 基準点から二八三度の方向七一九・〇メートルの点

基点二 基点一から三〇二度の方向一六一・〇メートルの点

基点三 基点一から六度三〇分の方向三・七メートルの点

基点四 基点二から三二度の方向〇・五メートルの点